

令和6年度第1回
文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和6年12月16日（月）

15：00～16：33

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○事務局 それでは、定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、ただいまより令和6年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の吉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員・幹事等の出席状況ですが、横山幹事が少々遅参する旨を御報告いただいているところでございます。

また、本日出席予定でございましたプロカメラマンの鍵岡龍門様は急遽お仕事の都合により、欠席の御連絡をいただいております。また、本日の選考におきましては事前にこども景観写真部門の講評をいただいておりますので、審議の際に事務局より代読させていただきます。

本日は委員の半数以上の出席がございますので、文京区景観づくり条例施行規則第29条第1項に基づき、当審議会が成立いたしますことを申し添えます。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

事前に送付し、本日御持参いただきました資料はA4の用紙で、座席表、両面印刷の文京区景観づくり審議会委員名簿、裏面が民間技術者名簿等になってございます。A3の用紙で、本日先ほどまで回っていただきました最終選考現地調査箇所図、あと、A4の次第、資料1として応募件数、資料2として最終候補物件についての応募用紙を含めて全部で12枚になってございます。また、参考資料1から参考資料5までも添付してございます。

全ておそろいでしょうか。よろしいですか。

次に、会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してから御発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

また、議事録作成のため、発言の際は、初めにお名前をおっしゃっていただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。

まず初めに、委員の委嘱を行います。本審議会の委員につきましては、任期が令和6年9月1日から令和8年8月31日までとなっております。皆様に委員就任については御了承いただいているところではありますが、改めまして、佐藤副区长よりお一人ずつ

委嘱状をお渡しさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、自席にて御起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。と存じます。

では、佐藤副区長、よろしくお願いいたします。

初めに、東京大学名誉教授、岸田省吾様です。

○佐藤副区長 委嘱状。岸田省吾様。文京区景観づくり審議会委員に委嘱します。令和6年9月1日。文京区長、成澤廣修。

よろしくお願いいたします。

○岸田委員 よろしくお願ひします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、東京藝術大学教授、清水泰博様です。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、東京理科大学教授、伊藤香織様です。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、東京電機大学教授、土田寛様です。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、明星大学教授、米田正彦様です。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、区民公募委員の委嘱でございます。佐々木亜有子様。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 橘一洋様。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 對馬高太様。

○佐藤副区長 よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 八木俊樹様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 根岸薫様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 次に、区議会議員選出委員の委嘱でございます。松平雄一郎様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 のぐちけんたろう様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 小林れい子様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 沢田けいじ様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 岡崎義顕様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 宮崎こうき様。

○佐藤副区長 よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○事務局 続きまして、審議会の開会に当たりまして、佐藤副区長より御挨拶を申し上げます。

佐藤副区長、よろしく願いいたします。

○佐藤副区長 改めまして、皆様、こんにちは。副区長の佐藤でございます。

本日は御多忙の中、令和6年度第1回文京区景観づくり審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、審議会に先立ちまして景観賞の候補地を御視察

いただき、この後、引き続き御審議をいただくということで、長時間にわたることになりますが、よろしくお願いいたします。

本日お諮りいたしますのは、第２３回文の京景観賞の最終選考についてでございます。この景観賞は令和２年度、コロナ禍による中止もございましたが、今回で２３回目の実施となります。歴史ある建物や風景から建て替え等による新しい景観までこの間、１，７７４件の応募をいただきまして、７８件が各景観賞に選ばれてまいりました。

今年は３部門合わせて５９件の応募があったところです。応募いただきました方々、また、審議会の皆様に御協力いただけますことに改めて感謝申し上げます。

今後も文京区民をはじめ、本区を訪れる全ての方々に歴史と文化と緑に恵まれたこのまちをすばらしいと思っていただけるよう、文京区らしい魅力的な景観づくりを区民の皆様とともに進めてまいりたいと存じます。委員の皆様におかれましては本区のよりよい景観形成のために、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、会長及び会長職務代理の選出を行いたいと思います。会長につきましては、文京区景観づくり条例施行規則第２６条第１項の規定により、委員の互選によって定めとなっております。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○米田委員 委員の米田です。

これまでも会長をお願いしていた岸田委員に会長になっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○事務局 岸田委員の名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局 ありがとうございます。

それでは、岸田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、会長職務代理の選出です。文京区景観づくり条例施行規則第２６条第３項の規定により、あらかじめ会長の指名する委員となっております。

会長、御指名をお願いいたします。

○岸田会長 これまで会長職務代理を務めていただいていた清水先生、清水委員に引き続き今年度もお願いしたいと思います。

○事務局 では、清水委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで改めまして岸田会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 岸田でございます。改めてよろしくお願いいたします。

先ほど佐藤副区長様からの御指摘がありました景観賞、その受賞作を決めることがこの審議会に付託される一番大きなミッションです。景観賞の選定は今年で23回目になり、1回の中止を挟んで24年間続いてきたことになります。人間の年齢で言うところの二回目の期間の間に、この景観賞はしっかり定着し、いろいろなすばらしい場所を区民の皆さんから推薦いただけてきた結果、実質的に文京区の文化と歴史を湛える最も重要な景観が選ばれ、蓄積となってきたと思います。

今後、この賞は、時代とともに評価の視点が変わってゆくかもしれませんが、これからも区民の皆様と委員各位ご協力いただきながら、文京区の魅力あふれる景観を発見していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、これで私の御挨拶に代えさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、佐藤副区長より審議会に諮問がございます。

佐藤副区長、よろしくお願いいたします。

○佐藤副区長 令和6年12月16日。文京区景観づくり審議会会長、岸田省吾様。文京区景観づくり条例第25条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

第23回文の京景観賞の最終選考について。文京区長、成澤廣修。

よろしくお願いいたします。

○岸田会長 承知いたしました。

(諮問文手交)

○事務局 佐藤副区長は、公務の関係上、ここで退席させていただきます。

○佐藤副区長 どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤副区長退席)

○事務局 続きまして、新たに委員、幹事となった区職員を御紹介いたします。

まず、区職員の委員を御紹介いたします。

都市計画部長、鵜沼委員でございます。

○**鵜沼委員** 鵜沼です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**事務局** 土木部長、小野委員でございます。

○**小野委員** 小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**事務局** 施設管理部長、松永委員でございます。

○**松永委員** 松永です。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 教育推進部長、吉田委員でございます。

○**吉田委員** 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**事務局** 次に、幹事でございます。企画政策部企画課長の横山幹事でございます。

○**横山幹事** 横山です。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 都市計画部都市計画課長の真下幹事でございます。

○**真下幹事** 真下でございます。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 都市計画部地域整備課長の前田幹事でございます。

○**前田幹事** 地域整備課、前田です。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 土木部みどり公園課長の村田幹事でございます。

○**村田幹事** 村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**事務局** 施設管理部整備技術課長の大畑幹事でございます。

○**大畑幹事** 大畑です。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 教育推進部教育総務課長の熱田幹事でございます。

○**熱田幹事** 熱田です。よろしくお願いいたします。

○**事務局** 最後に、都市計画部住環境課長の吉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは、次第に従い、議事に入らせていただきます。進行は岸田会長にお願いすることといたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○**岸田会長** それでは、先ほど佐藤副区長様から諮問がございましたとおり、本日の議題は、第23回文の京景観賞の最終選考についてです。今回の選考を行い、答申をしたいと思います。

どうぞ、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○**事務局** まず初めに、文の京景観賞の選考基準について御説明いたします。配付資料の14ページ目の参考資料1を御覧ください。文の京景観賞実施要項でございます。

この要項の第1条では、目的といたしまして区内の景観を形成している建築物、公園、広告物、まち並みなどや優れた景観づくりに貢献した地域活動等、児童の撮影した景観に関わる写真を表彰することによって、区民及び事業者等の景観形成に対する意識の向上を図ることとしております。

第4条では部門の種類を、第5条では各部門の表彰対象を規定しております。第5条の第2項では、文化財保護法や文京区文化財保護条例等により指定された文化財については都市景観部門の表彰対象としない旨を規定しております。

裏面を御覧ください。第8条では、選考について規定しております。景観賞の選考は1次選考と最終選考の方法により行うこととしております。第2項にありますように、1次選考の方法につきましては、表彰分科会において都市景観部門のみ書類審査及び現地調査を行い、景観づくり活動部門及びこども景観写真部門は書類選考のみ行うということになっております。

次のページの選考基準を御覧ください。

都市景観部門では、新たな景観の創出や隠れた魅力を再発見するなど、文の京にふさわしい景観を形成しているもの、景観づくり活動部門では、住民及び団体の活動を通じ、文の京の景観づくりに貢献しているもの、こども景観写真部門では、児童の視点でまち並みやまちのにぎわいが撮影されているものと基準を定めております。

さらに、それぞれに詳細な視点を示しておりますので、こちらの選考基準に基づき選考していただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○岸田会長 ありがとうございました。

景観賞の候補についてはあらかじめ表彰分科会で御議論いただいておりますので、分科会の座長である米田委員から、選考の過程、経過や結果について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○米田委員 それでは、表彰分科会の座長を務めております米田でございます。よろしくお願いいたします。

分科会での選考は、御応募いただいた物件について、私と5名の区民公募委員の6名で3回実施いたしました。9月17日の第1回分科会においてプレ選考を行い、10月4日の第2回分科会では、都市景観部門のプレ選考で上位10位までの物件について現地調査し、1次選考を行いました。そして、11月1日の第3回分科会では、1次選考

の結果を基に本日行う最終選考の候補を選考しました。

それでは、選考の経過について御説明いたします。今回も都市景観部門、景観づくり活動部門、こども景観写真部門の3部門の募集を行い、資料1に記載のとおり、合計で59件の応募がありました。

プレ選考の方法は例年と同様に応募用紙に記載されている内容と写真を基に、各委員が物件ごとに5点、3点、0点の点数により採点を行いました。プレ選考の結果はお手元の資料19ページ目の参考資料3の第23回文の京景観賞プレ選考結果一覧のとおりでございます。

都市景観部門については、その合計点が上位のものを現地調査の対象とし、景観づくり活動部門及びこども景観写真部門については書類審査のみで1次選考を行っております。また、こども景観写真部門についてはプロカメラマンの鍵岡様の講評を参考に選考を行いました。

1次選考は、先ほど事務局から説明がございました選考基準を基に、各委員20点の持ち点の120点満点で採点を行いました。これらを踏まえた結果につきましては、配付資料22ページ目の参考資料4の1次選考講評のとおりとなり、都市景観部門5件、景観づくり活動部門1件、こども景観写真部門5件を最終候補物件といたしました。

最終候補物件については、1次選考で上位であったものから順に御説明いたします。配付資料の3ページ目以降にございます応募用紙を御覧ください。

まず、都市景観部門です。5件ございます。

1件目は受付番号3番、「文京区児童相談所 歴史的建築物と調和し地域の景観形成に貢献する地域施設」です。建築素材ごとにセットバックしている外観フォルム、木の素材感を生かした格子や周辺の緑をつなぐ植栽が傳通院の山門と調和した景観を生み出していることが高く評価され、1位となっております。

2件目は受付番号20番、「環境に対応し、多様なライフスタイルに適応する『天神町プレイス』」です。奥行きある敷地に対して馬蹄形の建築が配置されています。RCの打ちはなし、壁面の特徴的な木肌模様が高く評価され、2位となっております。

3件目は受付番号14番、「夏詣」です。小高い丘の上に立つ歴史ある神社の長い階段と夏らしい深い緑が文京区の景観特性を上手に捉えているということから3位となっております。

4件目は受付番号16番、「流れる水」です。道行く人々に憩いの場と潤いを与える

水辺の空間になっており、また、良好な管理となっている点がいいということで4位となっております。

5件目は受付番号10番、「庚申坂」です。急な傾斜、途中で折れ曲がる階段、地形を感じさせるなど、地域特性を感じさせます。また、R形の仕上げが施され、様々な意匠のディテールがちりばめられており、坂のまち文京の景観特性をよく表しているという点から5位となっております。

次に、景観づくり活動部門で、こちらは1件のみになります。

受付番号1番、「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」です。観光客が多く訪れるこの地域で、町会が継続的に取り組む姿勢と美しいまちづくりへの意識が育まれている活動であるという点が評価されております。

最後に、こども景観写真部門でございます。5件ございます。この部門は後ほど講評があると思います。分科会での講評は簡単にですが、御説明いたします。

1件目は受付番号22番、「きれいにさきますように」です。子供の素直な願いを載せたタイトルと、季節を感じる写真が評価され、1位となっております。

2件目は受付番号9番、「煙突が笑っている」です。煙突に表情を見いだす想像力が子供ならではの感性が生かされているという点で2位となっております。

3件目は受付番号7番、「剣の女」、つるぎのおんな、または、けんのおんなです。天井に描かれた風化した壁画は応募者の好奇心と観察力を表すような写真となっており、3位となっております。

4件目は受付番号13番、「いぬちゃん」です。目に映るものを逆さに捉えた独創的な視点と、かわいらしいタイトルがマッチした写真となり、4位となっております。

最後に、受付番号1番、「木と丸い入口のギザギザの建物」です。入り口の丸みと建物のギザギザ、緑の影と建物の白のコントラストがうまく組み合わせられている構図となっており、5位となっております。

以上が最終選考物件となります。分科会における選考経過等については以上です。よろしく願いいたします。

○岸田会長 ありがとうございました。

分科会で度重なる御議論や現地調査をいただきました委員の皆様方、ありがとうございました。御苦勞様です。選考に当たり、御苦勞もあったと思います。何か補足なり、感想なりがありましたら、お願いいたします。

○米田委員 私からちょっと一言。委員の米田ですが、文京区の景観特性を明らかに意識したような建築作品が増えてきたかなというふうに思います。今この候補に挙がっているもの、傳通院の横の建築物であるとかが挙げられるかと思います。また、それに対して、その景観特性を意識した上で新しいデザイン、コンクリート打ち放しですけれども、2番目に挙がっている作品ですけれども、そういう新しいデザインも挙がってきているということで、なかなか活発になってきたかなと、景観に対しての意識が高まってきているのではないかなと気がしました。

○岸田会長 ありがとうございます。検討に当たられました委員の先生、他に何かございますか。

○八木委員 区民委員の八木と申します。

私の中でもやっぱり2つの建物が今日、決戦投票のような気持ちになっています。1つは傳通院の隣の児童相談所、2つ目は天神町のプレイス。傳通院の隣の建物なんですけれども、住宅地の入り口にあって、三層、四層に中の平面からそういう形になっているのかもしれませんが、非常に住宅に合ったボリューム感になっていて、景観賞にふさわしいかなという気持ちがします。

それから、もう1つの天神町プレイスなんですけれども、これは馬蹄形の平面で中庭ができて、環境に配慮したとか、風とか光とか、いろいろ情報が入ってくるんですけれども、前面道路からはそれが全然見えないんです。でも、何となくインパクトがありまして、なかなか理由は難しいんですけれども、自分の気持ちの中では天神町プレイスが新しい提案をしているのではないかなという気持ちで推薦したいかなというふうに思っています。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。いずれも最初の作品と2つ目の、これは共同住宅でございますね。二つ目の建物の応援演説があったと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

○橘委員 橘です。

今回、初めの書類選考のときと、それから実際の現地調査したときと、かなり印象が違ったものが結構ありまして、2回目に順位が変わったようなところもあったと思います。

悩ましかったのは、いわゆる先進性を特徴とするような景観というのと、もう1つは

やっぱり文化性というか、潤いとか懐かしさを特徴とする、それがやはり両方、いろいろ分かれるので、どちらを重視するとかというのは大変難しいんですけども、その辺でどういうふうに評価したらいいかというのが一つの議論の内容となったと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。今の御指摘は具体的に言うと、例えば、これは北野天満宮ですか。それとか水の流れる、これは「流れる水」というタイトルのもの、あるいは最後の「庚申坂」、こういうものは比較的伝統的なもので、その前2者が新しいトレンドというか、新しさで評価できるのではないかと。確かにその辺、どう捉えるかという点で、評価が分かれそうな気がいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

清水先生あるいは伊藤先生、土田先生、最後、応援演説なり解釈なりをしていただければいいかなと。

○清水委員 それでは、私がちょっと感じたことですが、先ほど言われているように新しいもの2つと古いもの3つという感じかなと思うんですけども、一つ、この新しいほうの天神町プレイスですか。これ、私は予想外というか、もう少し期待していたというところがあったんですけども、要は非常に閉鎖的で、都市に対して開こうという意思がないということがすごく伝わってきてしまって、これはちょっとどうしても選べないなというふうに思ったものです。

もう1つのほうについては、傳通院の横については、それほど特筆したものはあまり見られなかったという感じがありまして、私、個人的にはそうすると、古いほうを選ぶことになってしまうんですけども、これは私の感覚的にはこの景観賞というのは今後残ってほしい場所、ここは残したい場所というふうな意味合いで見えています。そうしますと、一番残してほしいなと思ったのは庚申坂になりますけれども、神社の参道のほうは恐らく残っていくだろうというふうに思ったということがあります。それに対して庚申坂については、今までもかなり改変されてきているであろうということは見られるんですけども、今の姿より恐らく昔のほうがもっとよかったんだろうなということも思って、逆に昔に戻るような改装をしてほしいなというぐらいの感じが思いまして、あの場所の歴史をすごく感じられる場所ですので、これが私は一番の候補かなというふうに思っています。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

先生の今の御指摘は、最終的には北野天満宮の参道のほうが、昔のほうがよかったんだけど改修していく可能性がある……。

○清水委員 それは庚申坂のほう。

○岸田会長 庚申坂のほうですね。

○清水委員 北野天満宮は恐らくあれも改装されているなとは思いましたが、あちらは恐らくこのまま残っていくだろうと思いましたが、庚申坂のほうは改変されないように何とか景観賞を与えたいなという感じということです。

○岸田会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに土田先生、あるいは伊藤先生、いかがですか。

○伊藤委員 伊藤です。

先ほど一通り回ってきまして、私も清水先生と大分似たような印象を受けておりますので、ちょっと建築のほうの新しいほうの2つは、建築を景観から見るという観点では、特筆するにはちょっと厳しいかなという感じはしております。

後半の3つに関して、今、清水委員は残してほしいものというふうにおっしゃっていて、それが一つあるなというのと、もう一つは努力しているものというか、お手本にしたいものとか、そういうところかなと思ひまして、庚申坂は私もすごくいいなと思ひ、そしてもっとよかっただろうなと同じように思ひたので、残してほしいという意味ではこれはすごく大事なポイントです。今も手すりの辺りとか、すごい丁寧に作ってある感じが残っていて、いいなと思ひますし、でも、だったら、もうちょっと、せっかくなので昔の雰囲気をもう一度戻すような整備をしていただけるといいなと思ひました。

播磨坂は都市計画道路なんですけれども、都市計画道路を通すというときに、ああいふせせらぎを造ってかなりそれなりにお金のかかった整備をしているとは思ひんですが、でも、あれがあるということには、都市計画道路を造ったときにどうするかというので、特殊事例かもしれませんが、一つのお手本にはなるかなと思ひているので、ちょっとどうするのがいいかなと思ひているところです。

投票とは直接関係ないんですが、面白かったのは、後ろの3つの事例がいずれも地形のちょうど高低差をつなぐところに全てあって、まさにこれが文京区の特徴だなと思ひながら見ておりました。なので、そういう意味でとてもよい事例が今回上がってきているなというふうに感じたところです。

○岸田会長 ありがとうございました。

それでは、土田先生、ありますか。

○土田委員 土田です。

もう清水先生、伊藤先生、皆さん、米田先生もおっしゃっていただいているので、私自身の話をしてもあまりしょうがないんですけども、僕は建築屋崩れで、単体の建築は扱わず、土木的にも道路とか、公園とかというものの単体は扱わないんですけども、俗に言う景観とか、要は都市の空間そのものを都市デザインという形で実現したい。役所からもそうなんですけれども、何者なのかいまだに分かっていただけていないという、何を申し上げているかと言うと、今年の5つのこの候補、2つは建築というもので、あとの庚申坂とせせらぎは土木施設というもので、あとは歴史文化的な神社というものなんですけれども、これを改めて、今後の文京区の景観形成とかというのを考えたときに、改めて景観というのはそれらの全ての複合体なので、そういう意味では選考がとても難しいかと、改めて。やっぱり単体の建築であるということ、土木であるということ、歴史的資源であるということに対してもう少し広がりをもとうというふうな区民の方たちにも含めて持っていただけるかなというような視点で今後ディスカッションできていたらいいのではないかなというふうにちょっと思いました。

これ、無理に比べる必要はないんですけども、いろいろな自治体さんでこの種の懸賞制度、景観賞をやっていますけれども、ちょっと個人的な意見が半分入りますが、建築に偏り過ぎだなど思っていて、最近、やっぱり、建築の方たちというと語弊があるんですけども、建築の方たち、景観とか、まちづくりとか言わないと、なかなかうまく説明できないような状況があるなとちょっと思っていて、もうちょっと作品性だけでも追求していただいてもいいかななんて思っているんですけども、どちらかというと建築の方たちが景観とかまちづくりに寄ってきている感がある実態の中で、改めて来てくれているから、強調したほうがいいということなんですけれども、その引っかかり感というか、ざらざら感というか、仲よくやるために時々けんかをするという、そういうニュアンスのところの話題の広げ方みたいのがどうかなと、ちょっと思っています。

そういう意味では、私も建築の話とバーサスの関係をつくる気はないんですけども、やっぱり先ほど来話題に出ています庚申坂のあれがちょっと。あれは区道ですか。東京都の下水が入っていましたけれども、区道ですよ。区の土木部長もいらっしゃるので、あのままにしておくんですかというところが一個あるかなと思って、副区長もいらっし

やらなくなりましたけれども、景観賞をもらったら、再整備費は、修景整備費が来年度予算の補正に組まれるとかありますか。ちょっと正直、傷みが激しかった感があるのでなんていうこととも思いつつ、応援演説に代えたいと思います。

○岸田会長 ありがとうございました。

今、専門委員のお三方の御意見を伺いましたが、私の感じだとお三方とも何か方向づけは近いものがあるというふうに見ました。もちろん、ほかの視点からの評価もあり得るので、それぞれの委員の先生方が御判断いただければと思います。

それでは、ほかにございますか。事前調査あるいは検討に加わらなかった委員の先生方でも、何か応援演説なり、あるいは地元に近いからよく知っていて、あれがいいのではないかとということがございましたら、どうぞ。

それでは、もう意見も尽きたようなんですが、時間的にはそろそろよろしいですか。これは1回ごとに投票するんですか。

○事務局 投票の前に景観づくり活動部門とこども写真部門の審議のほうも引き続きやっていたいただければと。

○岸田会長 そうですね。分かりました。

では、順番から言うと次に活動部門のほうでございますか。その審議をしていただければよろしいんですね。

○事務局 はい。御意見等をいただければと思います。

○岸田会長 分かりました。

これについて、これはどなたでもどうぞ、御意見ありましたら、御発言いただければと思います。むしろ、少し事務局のほうから補足の説明などありますか。

○事務局 今回、こちらの景観づくり活動部門については応募作がこの1件のみということで、実際に活動部門については例年かなり少なくなっているのが現状で、1件です。丸かバツかという話になってしまいますけれども、内容については皆さん方であればこのポイ捨ての拾ったりとか、喫煙マナーを呼びかけているという活動をされている団体の方々でございますので、その辺を考慮して投票していただければと思います。

○岸田会長 議員の委員の先生に比較的この地元に近いという先生がいらっしゃったら、何かコメントをいただけると助かるんですが。

○沢田委員 私は厳密には隣のまちの根津なんです。こちらは千駄木ですね。ただ、地続きのまちなので。

皆さんも御存じか分からないですけども、この東町会さんというのは千駄木2丁目の谷中の側なんです。もう本当に区境です。へび道という、谷根千でちょっと有名になったりして小さなお店なんかできていますけれども、その道の反対側は台東区谷中みたいな場所で、この道もそうですけれども、これはまだ広いほうです。本当に細い、いわゆる二項道路のような、消防車は入らないよなというような道路、そしてまた、これはどうかな。ここもひよっとしたら私道かもしれないんですけども、そういう昔の、要はひよっとしたら関東大震災でも燃えていないような、そういうまちが残っているところですので、恐らく住民の方たちのポイ捨てであるとか、たばこなんかは特にそうです。そういうものに対する危機感も含めて強いまち、自分たちで自分たちのまちをきれいにして守っていこうという感覚の強いまちなんだと思います。

あとは蛇足ですけども、町会長さんも、これは御多分に漏れず、多分、区内全体で町会組織の高齢化が進んでいるんだと思いますが、こちらの町会では最近、若手の新しい町会長さんが就任されてまち全体も活性化してきて、こういう活動も積極的になってきているというような、そんな経緯があつての御応募なんだろうと。

すみません。後半はちょっと推測も混ざっていますが、ということです。

○岸田会長 ありがとうございます。今、へび道とおっしゃったんですが、この写真からすると、ストレートにずっと行っているような景観ですが、これも一部ですか。

○沢田委員 これ、へび道より一本不忍通り側の道で、へび道はもう一個東側の道になります。失礼しました。

○岸田会長 ありがとうございます。

○沢田委員 へび道だと多分、半分で区境なので、やるとしたら、どっちの区がやるのかみたいな、道路管理は文京区らしいんですけども。ちょっと一本裏側の私道に当たる部分だろうと思います。

○岸田会長 あともう1点、むしろお聞きしたいこと、細かいことなんですけど、特に活動がたばこのポイ捨てを重点的に意識されているようですけども、ここはそういう問題が具体的にあったところなんですか。

○沢田委員 そうですね。私も近隣でこうして議員として活動していると、たばこのポイ捨てもそうですし、路上喫煙の苦情はよく聞きます。それで、対策として結局、路上にステッカーを貼るとか、自分の家の壁にたばこは御遠慮くださいみたいなのを貼るとか、区から提供してもらって貼るんですけども、そういうぐらいしか、なかなか対策とい

う対策は取れないんです。ですので、なかなか根絶というか、減らないというのがあるって、そういう方は投げ入れたりするわけです。火がついたまま投げ入れられていたとかっていう話もよく聞くので、やはりまちの方たちがこうやって清掃しているんですよという姿を日常的にお見せすることで、たまたまその喫煙をよくそこでする方が通りがかったら、実はまちの人たちが掃除していたとかということを繰り返し見ることが何らかの抑止力にもなるのではないかなという意識は、地元の住民としてはございます。なかなかそれでも減らないのは問題なんですけれども。

○岸田会長 分かりました。ありがとうございます。

基本的に、路上の喫煙は区のほうの条例か何かで規制されているんですか。

○事務局 区内全域は禁煙というか、喫煙不可になってございます。

○岸田会長 今の議員先生のお話からすると、ここの通りは特にながらのたばこを吸う人が多い通りなんですか。

○沢田委員 何度もしゃべって申し訳ないなんですけれども、区境って何かそういう部分があるんですかね。人の流れ、駅からやっぱり流れがある中で、例えば会社であるとか、家とかにその途中のちょっとへこんでいる場所とか、極端な話、細い道だとセットバックしますね。建て替えると。そこがへこむじゃないですか。ちょっと人陰になるんです。そういうところはよく喫煙常習スポットになりがちだということで、禁止なんですけれども、基本的には禁煙なんですけれども、罰則とか、そういうものも特にないものですから、なかなか完全には難しいのではないかなと申し上げたのはそのところです。

○岸田会長 この条例は罰則なしなんですね。隣接する千代田区は罰金を取って厳しくやっているようです。文京区はペナルティーなしなので、ポイ捨てが多い場所があると、やはり住民の方のボランティアに頼るしかないというところがあるんですか。

○事務局 それぞれのところで管理はしているところで、状況を見ながらというところはあるんですけれども、現状で罰則はないところでございます。

○土田委員 土田です。

俗に言うパブリックスペース、要は道路上に代表される公共空間の計画と設計ってとても難しいなと思っておりまして、パブリックスペースですから、教養の高い方もいらっしゃるし、そうではない方もいらっしゃるし、もちろんバリアフリーに代表される福祉的な部分も対応していかなければいけないと基本的には考えていて、ここ5年ぐらい、実は公共空間における喫煙所の研究をずっと学生がやっています。なかなか喫煙者＝悪

という構造になっているのは、個人的に公共空間を共有していく市民性の問題から考えると、ある種の逆差別になっているのではないか。ポイ捨ては確かにマナーの問題で、燃烧式のたばこであったときは火事の問題もあるので、非常に被害が大きかったんですけども、今、実態はそうじゃない。非燃烧式のものにシフトしているというのは、実は某たばこ会社にヒアリングに行ったので、受け売りの部分もあるんですけども、そういう意味では、そこが実は受動喫煙の問題も含めて、まだ科学的には整理がされていないところになっているというのも聞いています。

何が言いたいかというと、もともとベースの法律は健康増進法なんです。要するに、ポイ捨てじゃなくて、受動喫煙を防止するという法律にひもづけられた各自治体が環境美化条例、要するに喫煙ではなくて、ポイ捨てのほうを規制するという、ポイ捨てをさせないために喫煙をさせないという、とても巧みに組み込まれた条例になっている。簡単な話、全面禁止してしまったら、喫煙者を排除する方向になってしまうので、目指すところは、こういう活動ももちろんなんですけれども、やはりたしか文京区の環境美化条例の話にも、目立つところに灰皿を置くなと言いながら、喫煙者に対してきちんと喫煙場所を設置するのを努力義務にしている。要は、全くなくなってしまうと、ポイ捨てが減らないんです。そういう意味だと、適切に捨てられる、もしくは持ち帰るということをどういうふうにしていくのかということについては一考あるのではないかなと思って今、研究の成果をまとめているところです。

我が国はインバウンドに走ってしまったので、実は千代田区のデータで路上で喫煙をして、料料2,000円を取られている人がコロナの間ずっと減っていたんですけども、今年は倍ぐらいに増えているんです。そのほとんどが実は外国人なんです。路上、公共空間の路上を、ある種の環境美化という名目の中で喫煙を禁止している国というのは諸外国にはほとんどなくて、そういう意味では外国の方たちは道路でたばこを吸えない国なんだねというのを初めて知っているという、そういう文化的なギャップの中で、千代田区にお金を納めている人が増えていて、外国人の方全部にアンケートを取っているわけではないですけども、驚いているのは路上に灰皿がない。もっと言うと、ゴミ箱がないという国はここぐらいだと。特にヨーロッパの場合は、道路上の清掃員も灰皿の片づけも含めてですけども、これ、準公務員で雇っているので、一番話題になったのは、ワールドカップに行った日本人のサポーターが競技場のごみを片づけて帰ってしまったと。日本人はふてえやつだと。仕事を取っているではないかという話題になった

のが、恐らく公共空間でも同じような文化性の違いがあるというところが、インバウンドのバランスなんですけれども。

申し上げたいのは、合法的なものなので、規制をするのであれば、きちんと対応すること。要は、車を使わせるんだったら駐車場を設けるということのバランスが、今、我が国の場合はちょっとあまりにも悪いなという印象があるので、こういった活動をされている方たちはもちろん、これは住宅地なので、こういう規制でいいと思うんですけれども、商業地とか、そういうところも都知事が一律規制してしまったので、今、店内も駄目なわけです。そういう意味だと、全く排除していつてしまうことに対しては、ある種の公共空間デザイン論としては不十分だねとちょっと思っている部分があります。

ちなみに、東京都のたばこ税の税収はおおむね年間1,500億円です。そういう意味では高額納税者を虐待していると僕はいつも我が国は言っているんですけれども、国で言うと、国税・地方税合わせて年間2兆円です。そういう意味では、冷たい目で見るとはあまりにもお金を払い過ぎている人たちというふうに見ていただけるといいかなと。

これも、余計なことをいっぱい言いましたけれども、見てとれる状況の景観というのと、そこには伏線があって、必ず背景に物語があってというようなところで見ないといけないかなと思ったので余計なことを申し上げました。失礼しました。

○岸田会長 詳しく状況が分かりました。そういう論点からすると、このポイ捨てを掃除されている町内会の方ですか、こういう運動をどう評価するかということにも影響がないわけではないということでございますね。ただ、一方では、喫煙によって特に健康保険の財政に影響が恐らくあるわけですね。多分、喫煙はある種の疾患を促進するでしょうし、その辺のお金の話はそう単純にたばこ税だけの議論では済まないだろうという気もいたします。

○土田委員 そうですね。

健康が増進されると、高齢化社会で社会保険料の問題になるという、この計算は実は結構、開発負担論としては難しいと言われております。某世界経済大国1位のところが皆保険を入れない理由はそこにあるかもしれません。失礼しました。

○岸田会長 ありがとうございます。健康寿命という視点もあると思いますが。

○土田委員 そうですね。そうなんです。

○岸田会長 それはともかく、ほかにこの活動賞、1作しか応募はなかったんですが、御意見がございましたら。どうぞ。

○佐々木委員 佐々木です。

この件に関しては、喫煙、たばこというだけではなくて、町会の方々というのがかなり長い間、何年だったかな、長年この活動を結構地味にずっと継続されているというのがあって、ある意味、地味だけれども、しぶといなと言ったら何ですけれども、この町会自体が今、東京都内でもどんどん力がなくなっていて、なかなか一緒に活動する人がいない中で、それを地道に長年続けていらっしゃるという、地域で自分たちで何とかしようという気持ちが残っているというのは評価に値するかなというふうに思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。やはりたばこの習慣についての評価はいろいろな意見があると思うけれども、自分の生活環境を日常的にきれいに保とうというのは非常に大切なことではないかという御意見だと拝察しました。

そのほか、いかがでしょうか。

○清水委員 ここの場所、私、すごく分かって、知っているところなので、恐らくこの角に往来堂、書店があるところですよ、これ。向こうのところにみずほ銀行が見えているという。非常に、それを思うと、人通りはそんなになんところなんです。なんだけれども、これをやられているというところが逆に興味深くて、すごい人が行っているところだったら分かるんですけれども、そうではないんです。本当に人通りが少ないんですけれども、恐らく本当にきれいにするというまちの人たちのほうが何か一緒にやりたいと思ってやられているのかなという気がするぐらいでして、たばこがそれほど落ちているんだろうかと、さらに思うんですけれども、何かこの通りですよ、今、専らやられているのは。これ、そこから脇道に入っても、へび道まで行けば人が多いですけれども、へび道まで行かないところなんです、これ。だから、へび道のほうに行くと、観光客が最近多いですから、結構その問題が出そうなんだけれども、ここでやられているというのは、本当に町内の美化運動としてやられているんだろうなという気がして、それは非常にいいことだと私は思います。

○岸田会長 あるいは、人通りが少ないから、喫煙者が行くのではないですか。

○清水委員 いや。どうですかね。

○岸田会長 ちょっとすみません。マイクなしで雑談してしまいましてすみませんでした。

それでは、どうでしょうか。もう大体議論は尽くしておりますが。お名前をどうぞ。

○根岸委員 根岸と申します。

今回、私も初めてこの景観審議委員会のメンバーに加わらせていただいたんですけれ

ども、最初、この景観づくり活動部門の表彰ってどういうことをやるのかなというふうに思っていて、写真から見える活動というのはなかなか伝わりづらい部分があります。何回か分科会の際に、その活動内容というのがこういうものって大事になってくるのかなというふうに考えておりました、その際、区の方からの御説明だと、この会の活動としては2か月に1回ぐらい、定期的に活動を何年も続けているということを教えていただいたので、それならば、やはり継続的な美化運動という意味でも表彰の対象になるということを思いました。

あと、写真から読み取れる部分としましては、やはり皆さん同じベストを着て協同的にこういう美化運動をしているということ自体が、通行人であったり、旅行者の方であったりしても、何か少しまちをきれいにしようというような意識を高めるような、そんな活動になっているのではないかなと思って、ぜひ、こういう表彰に値する活動ではないかなというふうに考えました。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。では、時間もありますので、この活動部門は一応審議は尽くしたと。

最後に、こども景観写真部門です。今日は、鍵岡さんはいらっしゃるんでしたっけ。

○事務局 いや。今日はお仕事の都合で。

○岸田会長 御欠席ですね。それで講評はどなたがやっていただけるのでしょうか。

○事務局 私が伺って、事務局のほうで。

○岸田会長 では、よろしくお願いします。

○事務局 ページ、9ページ。あと、両サイドにモニターで写真が写っておりますので、こちらも御確認ください。

まず、タイトルが「きれいにさきますように」ということで、鍵岡さんの講評ですけども、朝顔のたくさんあるこの場所に何度も行ったことがあるのがよく分かるように場所と朝顔の鉢を一緒に写真に入れることを意識していて、気持ちの入った写真になっています。いろいろな方にこの場所を知らせたいのではと思いますという講評でございます。

次が、タイトルが「煙突が笑っている」。有名な場所やオブジェが景観になることが多いですが、特に象徴的ではないだろうこの煙突を見つけて笑っていると感じる気持ちは、撮影者にとっての個人的にすてきな記憶に残る景観になるのではないかと思います。

次に、3つ目です。こちらは「剣の女」、けんのおんな、つるぎのおんなかどちらかですけれども、建物の中に見つけにくい場所にあるこの絵を発見、面白いと思った気持ちが入っている写真です。写真に残すことでもっといろいろな方にこの場所に興味を持ってもらえる場所になるように思います。見つけることの重要性を感じます。

次に、4つ目です。タイトルは「いぬちゃん」です。写真を逆に見せることで、建物の屋根の下部分をいぬちゃんとする視点はとても面白いと思います。古い建物や場所にはこういった見方で見ると、いろいろなものが見えるかもしれませんね。文化のあるこの場所だと、もっと見つけられるかもしれません。

最後、5件目になります。「木と丸い入口のギザギザの建物」。講評ですが、建物の特徴をギザギザというふうに表示して楽しんでいる気持ちが見えます。今まで見たことのないだろう建物を見つけるのは面白い時間になるのでは。この視点でいろいろなものを見つけてほしいですし、この写真を見て、またこの場所に興味を持ってもらえると嬉しいですねという講評でございます。

鍵岡さんの講評は以上です。

○岸田会長 ありがとうございました。

それでは、景観賞の最終選考に移りたいと思います。今、議論いたしましたように、3部門ございます。部門ごとに選考をしていきたいと思います。選考方法はお手元の投票用紙、これでございます。3枚あります。お手元の投票用紙を使用しての投票となります。投票の際のルールについては事務局から改めてお願いいたします。

○事務局 投票に当たりまして注意点を申し上げます。

選考対象が3件以上ある場合は票が分散する可能性がございます。そこで1位の得票数が過半を超えた場合は、それをもって決定といたします。また、1位の得票数が過半を超えなかった場合であっても、有効投票数の4割以上の票数を獲得し、かつ最多票数を得た物件は受賞物件といたします。また、こども景観写真部門につきましては、1人2票の投票とし、同じ作品に2票投票いただいても構いません。なお、表彰の対象に該当するものがないと思われる場合は、該当なしを投じていただきますようお願いいたします。

最後に、選考対象の中に委員御自身が関わったものや関係するものがある場合は、選考の公正を期すため、該当物件への投票をお控えくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○岸田会長 ちょっと確認です。最後の選考の公正を期すため、該当物件への投票を控えるというのは、関係したものを当選という形にして投票は駄目だということでございますか。あるいは、その部門全体が駄目だということですか。

○事務局 いや、関係したものにということで、部門全体の投票を控えるものではございません。

○岸田会長 分かりました。

では、そういうルールで投票を行いたいと思います。投票に関することについて御質問がございますか。もしなければ、事務局で投票を進めてください。

では、もう選考していただいてよろしいですか。まずは都市景観部門についての投票でございますか。

○事務局 では、お手元の資料を御覧ください。まず初めに、都市景観部門について投票を行います。先ほども御説明しましたとおり、投票用紙の上段の表にございます、まち並みの景観を捉えた、「文京区児童相談所 歴史的建造物と調和し地域の景観形成に貢献する地域施設」、2つ目が「環境に対応し、多様なライフスタイルに適応する『天神町プレイス』」、3番目が「夏詣」、4番目が「流れる水」、5番目が「庚申坂」の5件になります。5件について、ふさわしいと思われる候補物件に丸を1つ書いてください。ふさわしくないと考えられれば、該当なしを投じていただきますようお願いいたします。

それでは、投票のほうをよろしく願います。投票されましたら、投票箱を持ってまいりますので、入れていただければと思います。都市景観部門は1つです。

(投票)

○岸田会長 事務局が集計をされている間に、次の部門の投票に行きたいと思います。これも事務局のほうからどうぞ。

○事務局 続きまして、景観づくり活動部門になります。こちらは「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委員会の活動」の1件となります。

では、投票をお願いいたします。

(投票)

○事務局 では、最後にこども景観写真部門になります。こちら、お一人様2件ずつ、2件ずつとなります。1件目が「きれいにさきますように」、2つ目が「煙突が笑っている」、3つ目が「剣の女」、4つ目が「いぬちゃん」、5つ目が「木と丸い入口のギザギザの建物」の5件となります。お一人様2件でございます。よろしくお願いいたします。

(投 票)

○事務局 集計が終わるまで少々お待ちください。

それでは、1件目、都市景観部門の発表をいたします。本日御参加いただいている委員は20名となります。

都市景観部門は、まず1つ目の「文京区児童相談所 歴史的建造物と調和し地域の景観形成に貢献する地域施設」、こちらについては7票。2件目の「環境に対応し、多様なライフスタイルに適応する『天神町プレイス』」、こちらは1票。3つ目の「夏詣」、こちらについては4票。4つ目の「流れる水」、こちらが1票。最後の「庚申坂」、こちらが7票、同じく7票で、一番得票数がある7票が2件、児童相談所と庚申坂、7票、7票なんですけど、それでもまだ35%ということで40%を超えていないんです。これは決選投票しますか。

○岸田会長 可能な選択肢としては、7票2つを該当作とすることはできないわけですね。

○事務局 今の決めている基準では4割以上ということにしていますので、今、35%なので、そこまで行っていない状況です。

○岸田会長 分かりました。そうすると、これは自動的に決選投票になるという手続になるんですか。

○事務局 そうですね。都市景観部門を決めるためには、決選投票も再度ということになるかと思います。

○岸田会長 では、時間も少しあるようですから、やりますか。

ちなみに、ちょっと再投票の前に同じく7票を取った建築的な最近のものと「庚申坂」という歴史的なものは、随分ジャンルが違うというか、評価の視点も変わってくると思うので、多少、応援演説なり、何かさらにコメントやご意見などございましたら。清水先生、いかがですか。新しいものと古いものが同数だと。

○清水委員 私は、さっきも言いましたように、どちらかというと庚申坂なんですけれども、その応援演説というか、どうしても周りの環境を見てみると、いずれ壊されてしまうのではないかというのをちょっと感ずるので、それはなくしてほしいなと、残してほしいなと思うのと、逆に残すなら、もう少しよく残してほしいなということなんです。それだけです。

○岸田会長 分かりました。ほかにいかがですか。伊藤先生も何か一言ありましたら。

○伊藤委員 応援演説ではないんですけども、大丈夫ですか。

○岸田会長 どうぞ。

○伊藤委員 児童相談所に限らずなんですが、建築で景観を見るとき、やっぱり特に接点のところですか。敷地と公共、この場合は敷地自体も区の施設ではあるんですが、一般に建築の敷地と道路側の接点のところをどうやって造っているかなというのが結構ポイントかなと思っているんですが、この場合は少し植栽があって、通路があって、建物があるという形になっているんですが、もうちょっと協調、協調というのは強いほうではなくて、調和のほうです。いい協調の仕方が、調和の仕方ができたんじゃないかなとは思っています。ただ、敷地の中だけで解こうと思うと、どうしてもそういうふうになってしまうので、本当は道路行政と建築行政と緑の行政と、それぞれが協調しながらできる方法がないと、なかなかどうしてもああいふ解決方法になってしまうかなと思いつながら見ていたので、その難しさが表れているかなというのが感想です。

○岸田会長 伊藤先生は、どう言ったらいいんですか、婉曲な表現をされていて、ちょっとよく理解できない部分もあるかもしれませんが、私の理解をあえて言うと、もうちょっと賞と言う以上はいろいろな部門の総合調整がされていて、景観に対する強いポイントがあるといいのではないかという意味に捉えましたが、よろしいでしょうか。

○土田委員 土田です。

質問 1 個だけ、この 1 個目の児童相談所のところは応募書類に自薦ってなっているんですけども、これは文京区さんが応募しましたか。事業主、文京区、施工者と設計者は民間ですけども、まさかの……。

○吉本幹事 すみません。応募したのは設計者。

○土田委員 設計者。そうですか。分かりました。文京区さんではなくてよかったですけども、これ、もうずっとお手伝いさせていただいているので、文京区さんの景観条例に基づいて民間の建築等々を指導する立場は文京区さんなので、文京区さんの施設が景観がきちんとできていることは当たり前だというのが私の従前からのずっと主張なんです。それでもということで、一応審議会としては区の施設にも今まで賞を出してきたこともあるので、ここでやっぱりこれは文京区の施設であり、文京区の条例に基づく指導であり、ここを民間は見なさい、まねしなさいということが明確に見えているといいなと思っておりました。

結論から言うと、この写真がちょっとテクニカル過ぎてあれなんですけれども、傳通院よりも前に出てきていませんか。

○岸田会長 傳通院より……。

○土田委員 より前に、建物が。要は奥ゆかしく引いていないという、どっちが主役なんだみたいな話がちょっと写真の材料がよくなかったのではないかなと、さっきの伊藤先生がおっしゃった話と同類の話だと思います。

○岸田会長 今の先生の御指摘は、この写真でも新しい建物のほうが前に出ているように見え、逆から撮ったらもっと前に出ているのではないかと。

○土田委員 傳通院自体が見えないかもしれない。山門が見えないかもしれない。

○岸田会長 そういうことでございますね。

○土田委員 セットバックがやっぱり、敷地の条件があると思うんですけれども、もう少しごまかした写真を撮れるのではないかななんて思いました。

○岸田会長 分かりました。どうぞ。

○橋委員 橋と申します。

応援というか、これに関しては最初の書類審査で見ていたよりも、やはり現場に行ってみると、全然全くそういう素人の目ですけれども、非常に奥ゆかしいというか、目立たないんです。何か素朴な建築、まだ新築というのに、非常に素朴で。いろいろ米田先生とかに教えていただくと、材料もそんなに華美なものを使ってなくて、非常に低コストでやっている。そういう、やはり、ちょっと敷地面では私は分かりませんが、傳通院を立てて、こっちはひっそりしているなというのが見た感じだったんです。そういう点では好感が持てたと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。そのほか、どうでしょうか。決選投票ということなんですが、いろいろ評価の視点が尽くされたのではないかと思いますので、どうでしょうか。最終的な決選投票ということでよろしいでしょうか。

では、進めていただけますでしょうか。

○事務局 それでは、決選投票になりますので、都市景観部門、そこに該当する項目を、名称を書いていただいて投票していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(投票)

○事務局 それでは、投票を集計している間に、先ほど投票いただきました部門について発表させていただきます。

2つ目の景観づくり活動部門につきまして、「千駄木二丁目東町会喫煙マナー向上委

員会の活動」が得票数が17票、該当なしが3票、投票率が85%ということですので、過半に達しておりますので、こちらを対象といたします。

次に、こども景観写真部門の発表をいたします。まず、1つ目の「きれいにさきますように」、こちらが19票で投票率が47.5%、2つ目の「煙突が笑っている」が5票で12.5%、3つ目の「剣の女」、こちらが5票で12.5%、4つ目の「いぬちゃん」が8票で20%、最後の「木と丸い入口のギザギザの建物」が3票、7.5%となります。

これで1番の「きれいにさきますように」が規定の4割を超えているため、こちらを対象といたします。

○岸田会長 ありがとうございます。

「いぬちゃん」の8票、20%というのは、これは形式的に該当作にはならないということでございますか。

○事務局 そうですね。

○岸田会長 分かりました。

ということで、取りあえず、都市景観部門以外の2つは決まったということでございます。活動部門は「千駄木二丁目の喫煙マナー向上委員会の活動」ということです。それから、こども写真部門は「きれいにさきますように」の1作でございます、今年は。

○事務局 はい。

○岸田会長 ということでございます。

○事務局 それでは、決選投票の結果を申し上げます。

決選投票の児童相談所の得票数が8票、庚申坂の得票数が12票で、庚申坂が60%で過半を超えておりますので、こちらを対象といたします。

○岸田会長 ありがとうございます。決選投票の結果、7票が12票に増えて受賞作と。一方、児童相談所のほうは1票増えたということでございますか。

○事務局 そうです。8票です。

○岸田会長 ということで、それぞれ票は伸ばしたんですが、庚申坂が圧倒的に支持されたということのようです。

それでは、どうもありがとうございました。諮問に対する答申については、今発表がございましたように、3つの部門、それぞれこのような選考結果になりました。よろしいでしょうか。

御意見は特にないようなので、この結果を答申とさせていただきます。

本日の議事は以上となります。皆様、お疲れさまでした。

では、最後に事務局から連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

○事務局 本日は、現地調査から選考まで、長時間にわたりありがとうございました。

本日選考していただきました景観賞の受賞物件につきましては、来年1月29日の水曜日に本審議会を開催し、表彰式を執り行うことと予定してございます。また、表彰式につきましては、受賞者に児童がおります関係から、学校が終わった後の時間ということで、17時を予定してございます。あらかじめ御了承ください。皆様には別途御案内を差し上げますので、御予定のほう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○岸田会長 ありがとうございました。よろしくお願いします。

これで終了でございます。どうもお疲れさまでした。

—— 了 ——